統括保守業務委託仕様書

［役務の内容］

共通端末機器等の統括保守業務委託

［共通の事項］

○窓口対応時間は８：３０から１７：１５まで。（土・日及び祝日、１２／２９～１／３は除く。）

○奈良県内もしくはその近郊に対象機器の保守対応できるサービス拠点を有し、そのサービス拠点にハードウェアに精通した保守要員（ＣＥ）を配置し、本業務の実施に当たらせること。出先機関の障害発生時には連絡後４時間以内に対象機器の保守作業に着手できること。

○県の保守依頼後、原則として２週間以内に保守を完了すること。
但し、２週間以内に完了できない場合は保守完了予定日、延期理由を報告すること。

○保守実施機器の保守完了を県が確認した後３ヶ月以内に通常の使用状況において同一箇所が故障した場合は無償で保守を行うこと。

○故障したＨＤＤ及びＳＳＤについて修理不能となって廃棄する場合は、セキュリティを確保した方法（磁気消去等）で適正に処分し報告すること。

○材料費については、県が指定する部品について、保守部品価格表等を事前に提出し、県に承認を得るものとする。

○契約期間は１年間。

○保守対象機器の障害対応を統括して行うこと。各構成機器のメーカーまたは他の保守業者等と別途契約等の手続きが必要な場合は受託者において行うこと。

○年度内で保守業者が変更になった場合には変更前の業者は変更後の業者に対し、技術資料の提供等の引継を行い、当該業務の円滑な実施に支障をきたすことのないようにすること。

○保守対応状況について毎月報告を行うこと。なお、報告の内容については県担当者の指示に従うこと。

○この委託において知ることができた個人情報を他に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても、同様とする。

○業務担当者は、運用SE・ヘルプデスクと連携し、速やかに共通端末機等の障害や相談内容に適切に対応すること。

○別記「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

［共通端末等保守］

○保守形態・・・スポット保守
故障発生時に、契約に定められた保守と部品取替を行う。
なお、損傷の状態が大きく必要となる経費が本体価格を上回るような場合など、費用が大きい場合には県担当者へ報告し､保守の実施について協議の上決定する。

○支払方法
故障１件ごとに保守料と材料費の合計を支払う。なお、保守料は１件あたりの単価とし、保守の内容に関係なく同一の金額とし、材料費には技術料等保守料に含まれるべき費用を含まないこと。

○対象機器
「保守対象機器一覧表」のとおりとする。

○対象所属
本庁及び別表「保守対象出先機関等一覧表」のとおりとする。
ただし、H30年度内の組織改編により組織名称の変更や組織数が増減した場合は対応すること。

○パソコン機器保守内容

○本庁分

・原則として職員またはヘルプデスクが県の準備する予備機との交換作業を行った後、受託者は故障機を引き取り保守を行う。

○出先機関分

・原則として受託者が県の準備する予備機を現地において交換作業を行い、故障機を引き取り保守を行う。このため、パソコン機器Ａ（１０台）、Ｂ（１０台）合計２０台の予備機をあらかじめ受託者に預ける。修理後の機器については受託者が保管し、次の予備機として利用できるよう準備し適切に管理すること。（必要に応じてＯＳ・アプリケーションは職員の指示に従い受託者がインストールを行う）また、予備機をほかの業務に転用してはならない。

・なお、全庁ネットワークに接続しているものについては、受託者がネットワーク設定を行うこと。

保守対象機器一覧表

パソコン機器　Ａ　（設置場所：県庁各所属1282台 県庁出先機関908台※）

項番	品　名	メーカ名	品番	数量	規　格　等
1	dynabook Satellite B453	東芝	PB453JNAP25AA71	2,190	Celeron1005M 1.90GHz/15.6TFT/2GB/HDD320GB/ﾊﾞｯﾃﾘ/ﾌﾗｯﾄﾎﾟｲﾝﾄ

パソコン機器　Ｂ　（設置場所：県庁各所属1053台 県庁出先機関1347台※）

項番	品　名	メーカ名	品番	数量	規　格　等
1	VersaPro VK20E/AN-N	NEC	PC-VK20EANGN	2,400	Celeron2950M 2.00GHz/15.6TFT/4GB/SSD128GB/ﾊﾞｯﾃﾘ/ﾌﾗｯﾄﾎﾟｲﾝﾄ

※パソコン機器A、Bは２０１８年２月時点の台数なので、若干の増減あり

別　記

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

１　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

２　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

３　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。